

# 一般社団法人千葉県居住支援法人協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人千葉県居住支援法人協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県船橋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく千葉県内の住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「居住支援法人」という。)等のネットワークを強化し、それぞれの居住支援業務に関する情報共有や支援共有を行い、県内の住宅確保要配慮者の良質な住まいと生活を作り上げることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供、研修会の実施に関わる事業
- (2) 居住支援における連携モデルの研究・開発に関わる事業
- (3) 住宅確保要配慮者、不動産管理会社や物件オーナー、福祉事業者への情報提供、啓発に関わる事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告(インターネット公告)により行う。  
事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合に備え、官報に掲載する方法を予備的公告方法とする。

## 第2章 会員と会費

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 : 当法人の目的に賛同する個人または千葉県の指定を受けた居

#### 住支援法人

- (2) 賛助会員:当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助又は後援する団体又は個人で、別に定める会費を納める者

#### (入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、会員の種別を明らかにして、当法人が別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 入会の承認に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

#### (会費)

第7条 会員は、当法人が別に定めるところに従い、会費を納入しなければならない。

2 当法人は、当法人の事業を進める上で特に必要と認めるときは、総会又は理事会の決議を経て、当法人の行う事業に要する費用の全部又は一部の負担を会員に求めることができる。

- 3 既納の会費は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

#### (会員の退会)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき
- (2) 正会員全員の同意
- (3) 死亡又は解散
- (4) 除名

2 前項第1号の申し出は、理由を付した退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

#### (除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の定款又は総会の決議に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

2 当法人が会員を除名しようとするときは、その会員に対し、あらかじめその旨を通知するとともに、除名を決議する総会において弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての

権利を失い、又義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 会員は、第9条の規定によりその資格を喪失しても、当法人の財産に対し何等請求することはできない。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(届出)

第12条 会員は、その氏名又は名称、住所、代表者、定款、会則等に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 総会

(総会)

第13条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(総会の構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有さない。

(総会の権限)

第15条 総会においては、次に掲げる事項を決議する。

(1) 法令で定める事項

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他当法人の運営に関する重要事項

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長がこれを招集する。

2 総会を招集するには、会日より一週間前までに会員に対して、その通知をしなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに法務省令で定める関係書面を添付して通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権の数)

第18条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、当該出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は1号会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面による議決権の行使等)

第20条 総会の招集につき、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を理事会で定めたときは、当該議決権を行使しようとする正会員は、あらかじめ通知された事項について、その都度、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 総会に出席しない正会員は、代理人によって、その議決権を行使することができる。

3 第1項の書面若しくは電磁的方法又は前項の代理人によって行使した議決権の数は、第19条第1項の出席数及び議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法又は代理人により議決権を行使した者については、その旨を付記すること)

(3) 審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を副会長とする。
- 3 代表理事は、理事会の決議により選任するものとし、この法人の会長とする。
- 4 理事のうちから理事会の決議を経て2名以内の副会長、うち1名を筆頭副会長に選任し、会長の職務を補佐させることができる。

(理事の親族等の制限)

第23条 各理事について、当該理事及びその配偶者、三親等以内の親族又は当該理事と特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 前項の特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。
  - (1) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (2) 当該理事と同一法人の役員及び使用人等
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - (4) 前2号に掲げる者の配偶者
  - (5) 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(役員を選任等)

- 第24条 当法人の理事及び監事は、当法人の正会員の中から総会において選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 会長、及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

#### （役員職務・権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び総会の決議に基づき、当法人の業務の執行を決定する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、その業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行い、又理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

（1）財産及び会計を監査すること

（2）理事の業務執行状況を監査すること

（3）財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること

（4）前号の報告をするために必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を要請し、又は総会を招集すること

（5）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

#### （役員任期）

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に辞任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に辞任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### （役員解任）

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### （役員報酬）

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、当法人の職務執行のための費用を弁償することができる。

3 前項に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

#### （責任の免除又は限定）

第29条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

（理事会の構成と権限）

第30条 当法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で決議した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の決議を要しない職務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び予算の決定
- (5) 会長、副会長の選定及び解職
- (6) その他会長が必要と認めた事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 第25条第4項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の

手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（理事会の議長）

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

（理事会の決議）

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

（理事会の決議の省略）

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

（議事録）

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、会長及び監事が、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 基金

（基金）

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 財産及び会計

（財産の構成）

第38条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。



- (1) 基金
- (2) 第7条に定める会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第39条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 当法人の経費は、当法人の財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 当法人の事業計画及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会において承認を得るものとする。

2 当法人は、前項の通常総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を経なければ変更することができない。

(解散)

第46条 当法人は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が解散等の事由により清算する場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の目的を有する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号で規定する法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。

## 第9章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び予算書
- (7) 各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- (8) 監査報告書
- (9) その他必要な帳簿及び書類

2 通常総会の終了後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

## 第10章 雑則

(運営事項)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(準拠法)

第51条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第52条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第53条 当法人の設立時の理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 野老真理子 大邑政勝 加納基成 川北英樹

設立時代表理事 友野剛行

設立時監事 小野寺綾乃

(設立時社員の氏名及び住所)

第54条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 千葉県船橋市古和釜町 605 番地 9  
氏名 友野剛行

設立時社員 住所 千葉県東金市二之袋 1213 番地 4  
氏名 野老真理子

設立時社員 住所 千葉県木更津市瓜倉 985 番地  
氏名 大邑政勝

設立時社員 住所 千葉県富津市豊岡 2366 番地

氏名 加納基成

設立時社員

住所 千葉県千葉市緑区土気町 1306 番地 38

氏名 川北英樹

以上、一般社団法人千葉県居住支援法人協議会設立のため、この定款を作成し設立時社員が記名押印する。

令和3年9月23日

設立時社員 友野剛行

設立時社員 野老真理子

設立時社員 大邑政勝

設立時社員 加納基成

設立時社員 川北英樹